

介護予防訪問リハビリテーション サービス利用料金表

令和6年9月2日現在

(1) 基本料金 (1回20分)

区分	単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1・2	298	3,227円	323円	646円	969円

(2) 加算料金 (該当した場合)

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	64円	7円	13円	20円	1回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	32円	4円	7円	10円	1回につき
短期集中個別リハビリテーション実施加算	200	2,166円	217円	434円	650円	1日につき
口腔連携強化加算	50	541円	55円	109円	163円	1回につき
退院時共同支援加算	600	6,498円	650円	1,300円	1,950円	1回につき

(3) 減算料金 (該当した場合)

減算項目	単位	減算金額	利用者負担(減算金額)			
			1割負担	2割負担	3割負担	
同一建物減算	基本単位の90/100を乗じた単位数を算定。		左記の1割	左記の2割	左記の3割	1月につき
訪問リハビリテーション診療未実施減算	50	△541円	△55円	△109円	△163円	1回につき
長期間利用減算	30	△324円	△33円	△65円	△98円	1回につき

※ サービス提供体制強化加算は、サービス提供にあたる理学療法士等のうち勤続年数が3年以上または7年以上の者が1名以上いる場合に算定します。

※ 短期集中個別リハビリテーション実施加算は、医療機関から退院した日、介護保険施設から退所した日から起算して3カ月以内の期間に20分以上のリハビリテーションを1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上実施した場合算定します。

- ※ 口腔連携強化加算は、事業所の職員による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行った場合に算定します。
- ※ 事業所の理学療法士等が、医療機関退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合に算定します。
- ※ 同一建物減算は事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者にサービスを提供した場合や、同一敷地内建物以外の建物で、1月あたり20人以上の利用者が居住する集合住宅等に居住する利用者にサービスを提供した場合に減算します。
- ※ 訪問リハビリテーション診療未実施減算はリハビリテーション計画の作成にあたり、訪問リハビリテーション事業所の医師がやむを得ず、利用者の診療を行わなかった場合に減算します。
- ※ 長期間利用減算は利用を開始した日の属する月から起算して、12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に減算します。ただし、3月に1回のリハビリテーション会議の開催や状態変化に応じて計画書の見直しを行うなど、要件を満たした場合は減算を行いません。